

平成 29 年度高知市行財政運営方針

平成 29 年 4 月
総務部
財務部

1 基本方針

(1) 平成 29 年度予算編成

平成 29 年度予算編成のテーマ	
南海トラフ地震対策と地方創生の取組強化を最重点課題とし、総合計画第 3 次実施計画に搭載した施策を着実に推進する予算を確保	
夢と希望を未来へ紡ぐ「にぎわいと暮らし安心のまちづくり」を目標に、総合計画に掲げる 6 つの施策の大綱と関連付けた施策・事業の推進	将来を見通した安定的な財政運営を基本として、さらなる行財政改革に取り組むとともに、国の補正予算や緊急防災・減災事業費等を活用しながら、必要な財源を確保

- 平成 29 年度は 9 億 6 千万円程度の財源不足が見込まれる中、国の補正予算等の有利な財源を積極的に活用し、県市連携の下、人口減少問題の克服に向けて、地域経済の活性化や子育て支援などの地方創生関連施策とともに、南海トラフ地震対策をはじめとする地域に密着した公共事業など市民の安全・安心につながる施策予算を確保

予算規模比較		(単位:百万円)				一般会計性質別歳出比較		(単位:百万円)			
	28年度 a	29年度 b	増減 b-a	伸率		28年度 a	29年度 b	増減 b-a	伸率		
一般会計	155,300	156,400	1,100	0.71%	人件費	20,912	21,084	172	0.82%		
特別会計	97,940	99,068	1,128	1.15%	扶助費	50,087	51,579	1,492	2.98%		
小計	253,240	255,468	2,228	0.88%	公債費	20,381	18,537	-1,844	-9.05%		
水道・公共下水道事業会計	31,756	31,839	83	0.26%	その他消費	38,893	37,292	-1,601	-4.12%		
総計	284,996	287,307	2,311	0.81%	消費計	130,273	128,492	-1,781	-1.37%		
重複額	14,872	15,339	467	3.14%	投資的経費	25,027	27,908	2,881	11.51%		
純計	270,124	271,968	1,844	0.68%	総計	155,300	156,400	1,100	0.71%		

(2) 平成 29 年度予算と財政状況

- 喫緊の課題である南海トラフ地震対策として、防災拠点施設整備、避難施設整備、本庁舎等公共施設、保育所の耐震化など、さらなる財政支出が想定される状況
- 子ども・子育て対策として、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度を踏まえ、将来の本市を担う子どもたちのための子育て支援・少子化対策など、さらなる充実が求められる状況
- 市税、地方交付税など今後の一般財源の推移を基に財政収支見通しを試算した場合、平成 29 年度からの今後 5 年間で 75 億円程度の財源不足が見込まれ、平成 29 年度の 9 億 6 千万円程度の財源不足については、行財政改革の実施及び基金の活用により収支均衡を図った状況
- 国の補正予算や緊急防災・減災事業費等の有利な財源を積極的に活用し、市民の安全・安心につながる財源は一定確保できたが、都市部に比べ景気回復が鈍い本市経済状況の下、個人市民税や固定資産税等において増収が見込まれる一方で、地方消費税交付金は減収が見込まれるとともに地方交付税など国の地方財政対策の動向が不透明であり、財源的には不確定要素が残る状況
- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく実質公債費比率や将来負担比率等の数値の推移を注視し、今後の財政運営への影響を最小限にとどめる取組が必要
- ◎ 今後の厳しい財政収支見通しを踏まえ、予算を漫然と執行することなく、市民の求める真に必要なサービスを最少のコストで提供する観点から、常に見直しを行うとともに、計画的・効率的かつ適正な執行を徹底することが必要

(3) 平成 29 年度行財政運営の基本方針

- ① 夢と希望を未来へ紡ぐ「にぎわいと暮らし安心のまちづくり」を目標に、喫緊の課題である「南海トラフ地震対策」と「地方創生の取組強化」を2本柱として、平成29年度から平成32年度までの4か年を計画期間とする「高知市総合計画第3次実施計画」に記載された事業を着実に推進していくこととする。これらの事業の推進に際しては、総合計画において新たに設定した成果指標の達成に向けて、PDCAサイクルを着実に推進しながら実効性のある事業展開を図っていくこととする。
- ② 南海トラフ地震対策については、施策の推進方針や重要業績指標を示した「高知市強靱化計画」に基づく「高知市強靱化アクションプラン」の中で、施策の具体的な取組内容や重要業績指標の目標値を掲げていることから、それらを踏まえた上で、具体的な事業に取り組むこととする。また、市民の命を守る対策を最優先に位置付け、新庁舎や（仮称）北消防署、（仮称）中央消防署の建設をはじめ、学校施設の整備や保育所の耐震化、木造住宅の耐震化促進等のハード対策、さらに、自主防災組織の育成・活動活性化や防災教育のほかに、守った命をつなぐ対策として、避難所運営マニュアルの作成、指定避難所への食糧や生活必需品、簡易トイレ等の備蓄及び避難行動要支援者対策などのソフト対策に全庁を挙げて取り組むこととする。特に、ハード対策については、平成32年度までの制度継続が決定した国の緊急防災・減災事業費の活用を念頭に、計画的に推進することとする。
- ③ 地方創生の取組強化については、「高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」に掲げる2060年の本市人口28万人の堅持に向け、「高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な実施を図ることとする。特に、観光振興については、平成29年3月4日に開幕した「志国高知 幕末維新博」を観光誘客の大きなチャンスとして捉え、博覧会の地域会場である「龍馬の生まれたまち記念館」や「自由民権記念館」の磨き上げとともに、台湾南部地域での誘客活動や過去最高の寄港が見込まれるクルーズ客船の受入体制の充実など、県市連携の下で、さらなる観光客誘致につなげていくこととする。また、子育て支援については、子ども・子育て支援新制度を踏まえた「高知市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育所・認定こども園・幼稚園等での給付サービスや、保育所及び幼稚園等での同時入所第2子保育料の無償化、小学生以下の医療費無償化の継続とともに、平成30年度中の中学校給食の完全実施に向けた準備を着実に進めるなど、子育て世帯の経済的負担の軽減をはじめ、将来の本市を担う子どもたちのための子育て支援・少子化対策等に積極的に取り組むこととする。
- ④ 今後の財政収支見通しについては、地方交付税など国の地方財政対策や市税収入の動向が不透明で流動的な状況はあるものの、平成29年度から平成33年度までの5か年で75億円程度の財源不足が見込まれていることから、今後も慎重な財政運営が求められており、今一度、市政は「市民の信託」により成り立っているという意味の重さを十分認識し、将来の世代に負担を先送りしない健全で持続可能な財政基盤の確立を目指して、引き続き行財政改革の推進に傾注することとする。
- ⑤ 国の内示等のタイミングなど、国や県の動向に十分留意し、時機を逸することなく工事発注等を行うこととする。
- ⑥ 南海トラフ地震対策など、国の動向に留意し、本市の財政に対する影響を把握し、必要に応じて補正予算を編成するなどの取組を的確に行うこととする。
- ⑦ 本市の行政改革の骨子となる「高知市行政改革大綱」（平成24年5月）に基づく、具体的な行政改革の取組（行政運営の仕組みや体制の構築・改善・再構築等）を示す行動計画である、「高知市行政改革第2次実施計画」に沿って、市民からの信頼性の向上と、より一層の効率化を図るため、計画に記載した取組を各所管課で着実に推進することとする。

2 重点事項

(1) 南海トラフ地震対策

- ・平成 31 年 6 月の完成に向けた新庁舎の整備促進
- ・平成 29 年 10 月の開署に向けた（仮称）北消防署の建設及び平成 31 年度上半期の開署に向けた（仮称）中央消防署の建設に向けた取組
- ・学校施設の整備及び保育所の耐震化による子どもたちの安全の確保
- ・助成上限額の引き上げを契機とした木造住宅の耐震化推進に向けた取組
- ・発災時における要支援者の安否確認や支援体制の構築に向けた取組
- ・津波避難シミュレーションの結果を踏まえた具体的な救助・救出計画の策定
- ・避難所運営マニュアルの作成及び避難所への食糧、消耗品等の整備
- ・災害用トイレ配備計画に基づく指定避難所における災害用トイレの配備
- ・地域の自主防災組織の育成・活動活性化に向けた取組

(2) 地方創生の取組強化

（産業振興）

- ・高知県との連携による幕末維新博の広報やイベント等の開催、龍馬の生まれたまち記念館におけるバーチャル映像を活用した体験施設の導入・運営等の取組
- ・横山隆一記念まんが館及び自由民権記念館における幕末維新博のテーマに合わせた企画展の開催、自由民権記念館における映像コンテンツの新規作成等の取組
- ・台湾南部での観光誘客活動やクルーズ客船の受入体制の充実
- ・桂浜公園の再整備に向けた整備手法の検討や市場調査等の実施
- ・新たな企業誘致や市内企業の流出防止に向けた新産業団地の整備の推進

（子育て支援）

- ・高知市版ネウボラ事業として妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施
- ・小学生までを対象とした医療費無償化の継続実施
- ・保育所・認定こども園・幼稚園等での同時入所第 2 子保育料無償化の継続実施
- ・市内 2 か所の給食センターの建設等、平成 30 年度中の中学校給食の完全実施に向けた取組

（その他）

- ・（仮称）高知広域連携中枢都市圏の形成に向けた取組
- ・（仮称）長浜南部地域振興計画の策定に向けた取組

(3) 健全な財政運営の取組

- ・平成 29 年度で見込まれる 9.6 億円程度の財源の調整
- ・アウトソーシングの着実な実施及び行革大綱に基づく行政改革第 2 次実施計画の着実な推進
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政指標の改善に向けた対応
- ・時間外勤務の事前命令の徹底や業務効率化等による時間外勤務の縮減
- ・公共施設再配置計画や長期修繕計画の策定等、公共施設マネジメントの推進に向けた取組

(4) 重点施策

○総合計画の施策の大綱で掲げた六つの環

【共生の環】

- ・「2017 鏡川清流保全基本計画」に基づく水質保全・源流域保全の推進
- ・秦地区における雨水管渠の整備及び中部合流幹線管渠等の耐震化に向けた取組
- ・東部環境センターにおけるし尿処理事業を継続するための防潮堤設置工事の実施
- ・新エネルギービジョンの改定及び事業所における省エネルギー設備導入の促進に向けた取組
- ・「第 2 次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画(区域施策編)」に基づく温室効果ガス排出量削減

に向けた取組の推進

- ・ 公共施設マネジメントの基本方針を踏まえた市民会館の耐震整備の取組
- ・ 地域課題に対応した持続可能な社会形成を目指した地域コミュニティ再構築への取組
- ・ 津波避難ビルの指定の推進及び津波避難ビルや津波避難センター等への資機材等の整備
- ・ 避難所運営マニュアルの作成及び避難所への食糧、消耗品等の整備(再掲)
- ・ 災害用トイレ配備計画に基づく指定避難所における災害用トイレの配備(再掲)
- ・ 地域の自主防災組織の育成・活動活性化に向けた取組(再掲)
- ・ 震災時における初動対応の普及啓発に向けた取組
- ・ 発災時における要支援者の安否確認や支援体制の構築に向けた取組(再掲)

【安心の環】

- ・ 高齢者の活躍の場の創出や介護予防を目指した、こうち笑顔マイレージ制度の推進
- ・ さらなる地域包括ケアシステムの推進に向けた「第7期高知市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定
- ・ 障害者への「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実等に向けた次期「障害者計画・障害者福祉計画」の策定
- ・ 長期入院中の精神障害者の地域移行・地域定着の促進
- ・ 高知市手話言語条例に基づく普及啓発や市民向け研修等の実施
- ・ 民間活力の導入による誠和園の施設整備及び運営に向けた取組
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく包括的かつ伴走型の支援策の展開
- ・ 第4回生活困窮者自立支援全国研究交流大会の開催に向けた調整及び準備
- ・ 高知県との連携による(仮称)動物愛護センター設置の検討
- ・ 都道府県国保への移行に伴う制度改正に向けた取組

【育みの環】

- ・ 高知市版ネウボラ事業として妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施(再掲)
- ・ 子ども・子育て支援新制度を踏まえた高知市子ども・子育て支援事業計画の推進
- ・ 保育所・認定こども園・幼稚園等での同時入所第2子保育料無償化の継続実施(再掲)
- ・ 小学生までを対象とした医療費無償化の継続実施(再掲)
- ・ 民間保育所における看護師の配置を支援することによる児童の保健衛生面の処遇の向上
- ・ 対象児童が小学校6年生まで拡大された放課後児童クラブ整備に向けた取組
- ・ 学校施設の整備及び保育所の耐震化による子どもたちの安全の確保(再掲)
- ・ 学力向上アクティブプランの実施及び英語力を測る外部団体試験の導入に向けた取組
- ・ 市内2か所の給食センターの建設等、平成30年度中の中学校給食の完全実施に向けた取組(再掲)
- ・ 平成30年夏頃の開館に向けた新図書館等複合施設の整備推進
- ・ 平成29年秋の供用開始に向けた東部総合運動場多目的ドームの建設
- ・ 横山隆一記念まんが館及び自由民権記念館における幕末維新博のテーマに合わせた企画展の開催、自由民権記念館における映像コンテンツの新規作成等の取組(再掲)

【地産の環】

- ・ 県市連携の下、県産業振興計画に記載されている施策・事業に向けた取組の推進
- ・ 「第12次高知市農業基本計画」に掲げた施策・事業の着実な推進
- ・ 耕作放棄地の活用及び官民連携による加工食品の商品開発、販路開拓の支援
- ・ 農業振興と災害活動の円滑化に向けた春野広域農道整備の平成29年度中の完了
- ・ 春野町仁ノ地区・西畑地区の湛水被害軽減に向けた排水対策の取組
- ・ 春野漁港の台風や南海トラフ地震対策に向けた取組
- ・ 新たな企業誘致や市内企業の流出防止に向けた新産業団地の整備の推進(再掲)
- ・ 高知県との連携による幕末維新博の広報やイベント等の開催、龍馬の生まれたまち記念館におけるバーチャル映像を活用した体験施設の導入・運営等の取組(再掲)
- ・ 台湾南部での観光誘客活動やクルーズ客船の受入体制の充実(再掲)
- ・ 桂浜公園の再整備に向けた整備手法の検討や市場調査等の実施(再掲)

- ・高知県との連携によるスポーツツーリズムの推進

【まちの環】

<都市計画・都市基盤整備>

- ・「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを目指した立地適正化計画の推進
- ・「高知市中心市街地活性化基本計画」に掲げた施策・事業の着実な推進及び第2期計画の策定
- ・東部総合運動場における都市公園としての機能強化に向けた取組
- ・防災機能の向上や住環境の改善に向けた旭駅周辺地区の整備促進
- ・高知市営住宅再編計画に基づく東石立町・筆山町公営住宅建替事業の推進
- ・災害等拠点施設の輸送路確保等に向けた高知駅秦南町線街路の整備促進
- ・県や関係市町村、事業者等との連携による公共交通活性化に向けた取組
- ・5年に一度の点検により、老朽化が進む橋梁の安全性の確保と財政負担の軽減を図る取組

<災害対策>

- ・津波浸水対策の要となる三重防護の着実な実施に向けた関係機関との調整
- ・南海トラフ地震等に備え、水道施設の耐震性機能の強化や災害発生時の応急給水施設の整備促進
- ・老朽化や増加する火葬件数に対応するため、斎場の整備促進
- ・中山間地域における情報伝達手段の確保やヘリポート整備等、中山間防災計画の推進
- ・孤立した避難者の迅速な救助、救出に向けた情報伝達・収集システムの整備
- ・津波避難シミュレーションの結果を踏まえた具体的な救助・救出計画の策定(再掲)
- ・平成29年度内の全市立学校の屋上へのヘリサインの整備
- ・感震ブレーカーの設置をはじめとする地震による出火防止対策の取組
- ・助成上限額の引き上げを契機とした木造住宅の耐震化推進に向けた取組(再掲)
- ・平成29年度末の供用開始に向けた(仮称)絶海池排水機場の整備及び本宮町周辺や秦地区における雨水排水対策の強化
- ・平成29年10月の開署に向けた(仮称)北消防署の建設及び平成31年度上半期の開署に向けた(仮称)中央消防署の建設に向けた取組(再掲)
- ・平成31年6月の完成に向けた新庁舎の整備促進(再掲)
- ・発災後の災害廃棄物処理の実効性を高めるため、災害廃棄物処理計画に掲げる事前対策の推進

【自立の環】

- ・(仮称)高知広域連携中枢都市圏の形成に向けた取組(再掲)
- ・(仮称)長浜南部地域振興計画の策定に向けた取組(再掲)
- ・生涯活躍のまち構想・基本計画の策定及び同計画に基づく取組の推進
- ・新たな移住体験滞在拠点の整備による二段階移住の推進
- ・「伝える」よりも「伝わる」を目指した「キャッチボール型広聴広報戦略」の展開
- ・公共施設再配置計画や長期修繕計画の策定等、公共施設マネジメントの推進に向けた取組(再掲)

(5) 信頼される市政の確立

- 組織改革，人事制度改革，職員の意識改革への徹底した取組
 - ・組織マネジメントの向上を図り，組織内目標の達成に向けた取組
 - ・行政課題の解消に向けた組織間の連携
 - ・新たな人材育成基本方針に基づく組織力の向上
 - ・新たな職員提案制度の構築，運用による職員の意識改革及びさらなる業務効率化に向けた取組
 - ・人事考課制度による職員の能力向上
 - ・正職員，臨時職員ともに，全職員の倫理意識の徹底による不祥事の防止
 - ・接遇研修や各部局毎の接遇リーダーを中心とした接遇好感度向上への取組
- 定期監査における指摘事項等を踏まえた適正な事務処理の徹底
- 公金の取扱いに関する指針等に基づく継続的かつ適切な点検の実施による資金等の管理の徹底
- 不祥事の防止につながる様々な改善策の徹底
- 不当要求行為に対する組織としての毅然とした対応の徹底

- 文書管理規程に沿った適正な文書事務の実施
- 個人情報保護、情報管理の徹底と情報セキュリティポリシーに基づく適正な運用の徹底
- 指定管理者選定手続ガイドライン及び業務評価指針に基づく適切な対応
- 高知市公共調達条例の規定に基づく入札・契約事務の適正な執行
 - ・ 条例該当契約及び協定に係る事務（対象労働者への周知、労務台帳の作成・提出等）の徹底
 - ・ 入札・契約手続における公平性、公正性、競争性、透明性の確保・向上
 - ・ 契約の目的に応じた適切かつ適正な仕様の作成及び予定価格の設定
 - ・ 調達する物やサービスの品質と適正な履行の確保
 - ・ 公正労働基準の確保や地域経済の発展等の社会的価値への配慮
- 毎月5日の「交通安全を確認する日」の徹底等、庁内における交通安全対策の推進
- 計画・方針・事業などの進行管理の徹底

(6) 収支動向・予算執行管理等の適正化

- 地方交付税等、地方財政対策や経済対策など、国・県の動向への留意
- 国・県補助負担金の要望・申請の遺漏等による歳入欠陥や過年度払の発生防止の徹底

(7) 事業実施に当たっての留意事項

（まちづくり方針・事業計画等）

（行政事務等）

- | | |
|-------------------------------------------|--------------------|
| ○ 総合計画第3次実施計画の着実な実施 | ○ 部局内ミーティングの徹底 |
| ○ 総合戦略の着実な推進 | ○ 関連部局との調整 |
| ○ 強靱化計画・強靱化アクションプランの推進 | ○ 公正・公平・透明性の確保 |
| ○ 定数管理計画の着実な実施 | ○ 説明責任と住民対応 |
| ○ 南海トラフ地震対策業務継続計画の推進 | ○ 行政手続法・条例の適切な運用 |
| ○ 地域アクションプランへの対応 | ○ 行政不服審査法・条例の適切な運用 |
| ○ 新市まちづくり計画の着実な実施 | ○ パブリックコメントへの対応 |
| ○ 過疎自立促進計画の着実な実施 | ○ 事業の進行状況の適切な報告 |
| ○ 子ども・子育て支援事業計画の着実な実施 | ○ 県との連携調整 |
| ○ 地域福祉活動推進計画の推進 | ○ 事務事業見直しの着実な実施 |
| ○ 高齢者保健福祉計画・介護事業計画の着実な実施 | ○ キャッチボール型広聴広報の推進 |
| ○ 障害者計画・障害福祉計画の着実な実施 | |
| ○ 公共施設における再生可能エネルギー及び省エネルギー設備導入に関する指針への対応 | |
| ○ 高知市PPP/PFI優先的検討規程に基づく事業実施手法の適切な選択 | |
| ○ 女性の視点の活用 | |
| ○ 市民参画・協働によるまちづくり | |
| ○ ユニバーサルデザインの視点 | |
| ○ 地産地消・地場産品の使用 | |
| ○ 観光振興計画の推進 | |
| ○ 桂浜公園整備基本計画の推進 | |
| ○ 都市計画マスタープラン（地域別構想）の活用 | |
| ○ 公共施設マネジメント基本計画の推進 | |

3 予算執行に関する基本方針

(1) 歳入に関する事項

- 全般
 - ・ 歳入の早期確保と未収金の解消に努める。市税等賦課客体を正確に捕捉するとともに、徴収率向上に努め、市民負担の公平を期する。
 - ・ 繰越調定の遺漏や、過年度で調定収入することのないよう適正を期する。

- ・土地の分割や随意契約などの手法も取り入れて未利用地の売払いや貸付け、広告収入の確保を積極的に進める。
- ・新エネルギー関連の歳入確保を進める。
- ・債権管理条例に基づき、債権管理室との連携の下、一層の市債権の管理・回収の適正化を図る。

○ 使用料・手数料等

- ・法令、制度で定められている基準、他都市での負担の実態等を把握し、原価と受益者負担及び公共負担との関係を明らかにし、適正な受益者負担の基準を設定するとともに、捕捉漏れのないように、適正な収入を確保する。

○ 国・県支出金

- ・要望、申請、変更申請等の手続について、時機を失したり、遺漏することのないよう留意する。また、過少申請等により本来の補助金額の交付が受けられなくなるような事態とならないよう留意する。なお、子ども・子育て支援などの制度改正に伴うものについては特に留意すること。

○ 財産収入

- ・広告収入の確保や定期借地権を利用するなど、財産貸付基準の見直し等により新たな財源の確保を図る。
- ・行政財産目的外使用については、必要に応じて入札の導入等歳入増への取組を推進する。
- ・広報やホームページ等を利用した売り払い可能財産の周知に努め、財産等の売り払いを積極的に進める。

○ 市債

- ・実質公債費比率や将来負担比率改善に向けて、発行抑制に努めるとともに、プライマリーバランスに留意し、将来世代への多大な負担とならないよう影響を最小限にとどめる。

(2) 歳出に関する事項

○ 業務の適正な執行

- ・年間業務工程の把握と目標管理による業務進行の適正化を図る。
- ・本来工事で執行すべきものを意図的に分割して修繕や手数料で執行しないよう留意する。
- ・国の補正予算を積極的に活用し、平成 28 年度に公共事業を一部前倒ししたことを受け、早期発注に留意するとともに、真にやむを得ないものを除き、事業費の翌年度への繰越は慎む。
- ・工事、役務、物件等の調達に当たっては、入札・契約制度基本方針及び高知市公共調達条例の理念に基づき、契約手続における公平性、透明性・競争性を確保するとともに、社会的価値の実現や、市民の福祉の向上及び経済の健全な発展に配慮した公共調達に努める。
- ・入札・契約手続の公正性を害する行為（入札情報の漏洩、談合行為及び働きかけ等）に対しては厳正に対処する。
- ・支払手続に際しては、検収書類等の精査について厳正に対処する。
- ・委託業務や工事などの仕様書・設計書等の作成に際して、資材・労務単価の上昇を適正に反映させる。また、建物清掃業務等予定価格の積算基準が統一されている業務においては、当該基準に基づく確かな価格の設定を行う。
- ・障害者の社会参加や高齢者の就業支援、防災関連事業における企業の取組を促す観点から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を適用した随意契約による調達に当たっても、十分に考慮する。
- ・マイナンバー制度の本格稼働に向けて着実に対応を進める。

○ 食糧費

- ・懇談会等への食糧費の支出は、懇談会支出台帳を各課で整備し、情報公開センターに回付して、公開する。

○ 補助金・負担金

- ・交付に際しては、補助金等交付基準に基づき、補助の目的、効果などを勘案し交付決定を行うとともに、補助対象外経費が含まれていないことを確認する。
- ・補助効果を検証するとともに、業務内容を精査し、必要な見直しは積極的に行う。